

2020年5月29日

大阪府教育委員会  
教育長 酒井隆行 様

大阪府立高等学校教職員組合  
執行委員長 志摩 毅

#### 新型コロナウイルス対策に関する緊急申し入れ（追加の4）

5月21日、大阪府に出されていた新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除されました。府教委は同日付で通知を発出し、「5月31日まで臨時休業を継続し、6月1日から段階的に教育活動を再開する」、「最終学年については5月25日から登校日の授業を可能にする」、「6月1日から12日までは分散・短縮授業を行う」、「6月15日からは通常の授業を行う」としています。

3月2日以来3ヶ月にわたって臨時休業が続いたことで、生徒たちは心身ともに極めて大きな負担を強いられています。子どもたちの成長・発達を保障するために、十分な感染防止対策を行いながら、教育活動を再開することが求められています。一方で、政府専門家委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応が長丁場になること、感染拡大の「第2波」「第3波」も想定されることを指摘し、「新しい生活様式」の継続的な実践を求めています。この観点から見たとき、府立高校の現在の体制・教育条件は、極めて不十分と言わざるを得ません。

府高教は、これまで3月3日、12日、4月13日、28日に府教委への緊急申し入れを行ってきたところですが、以上の点をふまえ、6月からの学校再開にあたって、改めて下記の点について要請します。

#### 記

1. 学校の感染防止にあたっては、科学的・合理的な対策を行うとともに、学校の実情に合わせた柔軟な対応を行うこと。
2. 感染防止対策を行いながら教育活動をすすめるために、府立学校の体制を抜本的に強化すること
  - ①「1クラス40人」では「身体的距離の確保」は難しいことから、6月15日以降も「1クラス20人以下」で授業が行えるよう、教職員を抜本的に増員し、必要な教室の整備を行うこと。
  - ②今後求められる「新しい生活様式」への対応もふまえ、教職員定数の抜本的改善を行い、少人数学級を実現すること。また、必要な教室数の確保、生徒が通学しやすい学校の確保のため、公立高校の新たな統廃合は行わず、地域の学校を維持すること。
  - ③感染防止のための消毒作業、オンライン授業への対応、土曜授業への対応など、新たな業務負担が生じることから、業務の増加に見合う十分な人員を配置し、教職員の時間外勤務が生じないようにすること。
3. 感染防止対策のため、必要な施設整備、物品支給を行うこと
  - ①マスクの常時着用が求められているが、マスクを着用して発声を伴う授業を行うこと

は、大きな身体的負担を伴い健康上有害であり、夏季には熱中症の危険も高まることから、マスクを着用せずに授業を行えるよう、府教委の責任で、各教室へのビニールカーテンの設置、各教職員へのフェイスシールド配布などの対策を行うこと。

- ②マスクの常時着用に見合う十分な数のマスクを、府教委の責任で、全生徒、全教職員に支給すること。
- ③学校内の複数箇所（下足室、教室、職員室、更衣室、トイレ等）に消毒用アルコールを設置する必要があるが入手が困難となっていることから、府教委の責任で必要な消毒用アルコールを確保し、各校に配布すること。

#### 4. 教職員の感染防止対策を強化すること

- ①学校の再開に伴って教職員の感染リスクが高まることから、希望する教職員が、PCR検査、抗原検査、抗体検査などを迅速に受けられる体制を確立すること。
- ②妊婦に加えて、基礎疾患をもつ教職員、家族に高齢者のいる教職員の感染防止のため、特段の配慮を行うこと。
- ③引き続き、感染防止のための自動車通勤緩和を行うこと。

#### 5. 教育活動の再開にあたっては、人格の完成、子どもたちの成長・発達を第一に、学校の自主性を尊重した対応を行うこと。

- ①学校再開後の教育が「授業時数確保」最優先の「詰め込み」となってはならないことから、文科省が「次年度以降を見通した教育課程編成」が可能との見解を示している（5月15日付通知）ことも踏まえ、「土曜授業」や「長期休業の縮小」の押しつけは行わず、各学校の教育課程編成を尊重した柔軟な対応を行うこと。
- ②インターネットを利用した補助的な教育活動であるオンライン授業などは、行うかどうかを含め、教育課程編成権を持つ学校が生徒や教職員の状況に応じて自主的に判断することであり、一律に実施を強制しないこと。
- ③インターネットを利用した教育活動の実施にあたっては、経済的状況によらず、すべての生徒の学ぶ権利が保障されなければならないことから、府教委の責任で、必要な生徒への機材の配布・ネット環境の整備等を行うこと。

#### 6. 感染防止対策を行いながら十分な教育活動を行うため、不要不急の業務を整理し、教職員の負担を軽減すること。とりわけ緊急事態宣言による臨時休業など通常とは異なる状況での勤務が続いていることから、今年度の評価・育成システムは中止し、賃金リンクを行わないこと。また、生徒による授業アンケートも中止すること。

#### 7. その他

- ①臨時休業が長期間に及んだことで、大学進学を希望する生徒に不利益が生じないように、入試問題の出題範囲の限定、選択問題の導入など、受験生への配慮を行うよう、府教委として大学、短大、専門学校をはじめ関係機関への要請を行うこと。
- ②臨時休業が長期間に及んだこと、新型コロナに伴って経済が悪化していることから、就職を希望する生徒に不利益が生じないように、就職試験等の日程の調整、新規高卒求人確保などを、経済団体等関係機関に要請すること。
- ③学校食堂について、長期の臨時休業で経営が圧迫され、感染症対策でも新たな負担が生じることから、学校食堂を維持するため、府として財政的な支援を行うこと。